

宴会・催事約款

札幌パークホテル（以下「当ホテル」と称します）では、ご宴会、又は催し物に伴う宴会場のご利用に関して、次の通り約款を設けておりますので、予めご了承ください。

1. 適応範囲について

宴会、又は催し物（以下「宴会等」と称します）で宴会場をご利用になる場合に、当ホテルがお客様と締結する契約（以下「宴会等契約」と称します）は、この約款の定めるところによるものとします。尚この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2. 宴会等契約のお申し込みについて

お申込書に所定の事項を記入し、お申込金を添えてお申し込みください。お申込金の額は、宴会等の内容により当ホテルより提示させていただきます。お申込をお支払いいただけない場合は、お申し込みは撤回されたものとし、会場をご利用いただけなくなりますのでご注意ください。お申込金は、宴会等代金、取消料のそれ一部に充当させていただきます。

3. 宴会等契約の成立について

宴会等契約は当ホテルがご契約のお申し込みを受諾し、お申込金を受領したときに成立するものとさせていただきます。

4. 前払金について

宴会等契約が成立したときは、宴会等のお見積金額を前払金として当ホテルが指定する日までに、現金・クレジットカード又は銀行振込にてお支払いいただきます。前払金を当ホテルが指定する日までにお支払いいただけない場合は、お申し込みは撤回されたものとし、会場をご利用いただけなくなりますのでご注意ください。この場合、取り消しの場合に準じて算出した下記5の取消料をご請求させていただきますので、ご了承ください。前払金のお支払い後に追加のお見積料金が発生した場合は、追加した日の翌日までに追加料金をお支払いください。開催当日の追加料金につきましては、宴会等終了時にお支払いください。

5. お客様よりのお取り消しについて

既にご予約いただいた宴会などをお取り消しになる場合、および期日を変更される場合は下記の取消料および変更料を頂戴いたします。

- (1) お申込日(成約日)～開催日の9日前まで / ご予約会場の正規会議室料の10%
- (2) 開催日の90日～61日前まで / ご予約会場の正規会議室料の80%
- (3) 開催日の60日～31日前まで / ご予約会場の正規会議室料の100%
- (4) 開催日の30日～11日前まで / ご宴会などのお見積総額の60%
- (5) 開催日の10日～4日前まで / ご宴会などのお見積総額の80%
- (6) 開催日の3日～当日 / ご宴会などのお見積総額の100%

*注) 大宴会場は別途下記の通りとなります

・「パークホール」「パークプラザ」「エメラルド」

- (1) お申込日(成約日)～開催日の181日前まで / ご予約会場の正規会議室料の10%
- (2) 開催日の180日～121日前まで / ご予約会場の正規会議室料の30%
- (3) 開催日の120日～91日前まで / ご予約会場の正規会議室料の50%
- (4) 開催日の90日～61日前まで / ご予約会場の正規会議室料の80%
- (5) 開催日の60日～31日前まで / ご予約会場の正規会議室料の100%
- (6) 開催日の30日～11日前まで / ご宴会などのお見積総額の60%
- (7) 開催日の10日～4日前まで / ご宴会などのお見積総額の80%
- (8) 開催日の3日～当日 / ご宴会などのお見積総額の100%

*上記以外に既に発注・製作などで発生した実費を請求させていただきます。

*お見積総額については、最新のお見積書内容を適用させていただきます。

*宴会などの目的によって、取消料・期日変更料に関し、上記の規約内容とは別の契約を行う場合がございますのでご了承ください。

6. 料理数の変更について

料理数の最終変更については、10名を超える変更については開催日の7日前の正午までに、それ以外の変更については開催日の3日前の正午までに当ホテル担当係員にご連絡ください。それ以降は、全て手配が完了いたしておりますので当日出席人数が予定人数より減少した場合でも開催日の3日前の正午までに確定した最終数の料金を申し受けます。

7. その他手配品の数の変更・お取り消しについて

宴会等において利用される手配品及び参加者に配る記念品等の数の変更・お取り消しについては、開催日の7日前の正午までに当ホテル担当係員にご連絡ください。それ以降の変更については応じかねます。但し、すでに手配が完了している別注品については変更・お取り消しができませんのでご了承ください。

8. 宴会時間と追加料金について

宴会場のご使用開始から終了までのご契約時間（以下「宴会時間」と称します）は、所定の会場費をお支払いいただきます。事前準備に1時間以上要する場合、又は宴会時間を超過した場合は、料金表所定の追加会場費を頂戴いたします。

9. 設営、装飾、余興などの手配について

ご宴会等に関する設営、装飾、装花、音響、照明、映像、余興、記念品、その他につきましては、当ホテル指定の取扱い会社をご利用ください。お客様のご都合で当ホテル指定取扱い会社以外の取扱い会社をご利用になる場合は、宴会等を円滑に行うため事前に当ホテルの了解を得たうえでお手配いただくようお願い申し上げます。お客様が直接依頼された取扱い会社が行うご宴会等に関する設営、装飾、装花、音響、照明、映像、余興、記念品、その他の機器及び材料等の搬入、搬出、設置方法・設置場所等につきましては、当ホテルの美観・安全・動線等を考慮し、当ホテルが認めた方法・設置場所のみとさせていただきます。

10. 荷物又は携帯品の保管

- (1) お客様の荷物が事前に当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した場合に限り責任を持って保管し当日お渡しいたします。
- (2) お客様のお手荷物、携帯品等はクローケへお預け願います。但し、貴重品はお客様ご自身が責任を持って管理願います。クローケ以外に於いて生じた滅失・毀損等の損害につきましては、当ホテルに過失が認められない限り一切の責任は負いかねますのでご了承願います。

11. 損害賠償について

お客様、あるいはお客様が直接依頼された取扱い会社、関係者の方が、万一当ホテルの施設・什器備品等を破損した場合は、お客様、あるいはお客様が直接依頼された取扱い会社、関係者の方に、速やかに修理していただくか、損害賠償金をご負担いただきます。

札幌パークホテル 北海道札幌市中央区南10条西3丁目 ☎060-0001
地下鉄南北線「中島公園」駅(3番出口)よりすぐ

Tel:011-511-3131 Fax:011-531-8522 park1964.com



札幌パークホテル
公式Webサイト

GRANVISTA HOTELS & RESORTS

SAPPORO PARK HOTEL

12. 禁止事項について

次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますのでご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- (1) 犬、猫、小鳥、家畜類、昆虫、その他、一切の動物の持込み。
但し、盲導犬、介助犬等の介護目的の犬を除く。
- (2) 発火又は引火性の物品、有毒ガス、又は人体に重大な影響のある病原体・物質などの危険物の持込み。
- (3) 悪臭・異臭を発生するものの持込み。
- (4) 他の宴会場のお客様に迷惑を及ぼすような騒音、振動。
- (5) 法令又は公序良俗に反する行為。
- (6) ご予約時の使用目的外のご利用。
- (7) 当ホテル備品等の移動。
- (8) 飲食物の持込み。
- (9) その他、法律で禁じられている行為。

13. 当ホテルよりの宴会等契約の解約について

当ホテルは次の場合において、ご宴会等のお申し込みをお断りするか、又はすでにご契約いただいている宴会等契約をお取り消しさせていただきます。この場合、損害賠償等のお支払いはいたしかねますのでご了承ください。尚お申込金、前払金につきましては、すでに手配済み実費諸費用を差し引いてご返金いたします。

- (1) 天災地変、火災、暴動、官公署の命令、感染症まん延防止対策による営業休止等その他やむを得ない事情により宴会場を使用することができない場合、あるいは宴会等の実施が不可能になる恐れが極めて大きい場合。
- (2) お客様及び宴会等への出席者が、法令の規定、公序良俗に反する行為をするおそれがあると当ホテルが判断した場合。又は同行為をしたと認められるとき、及び他のお客様に迷惑をおかけすると当ホテルが判断したとき。
- (3) 宴会等に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (4) 上記1～12の約款に違反する場合、あるいはその恐れがある場合。
- (5) お客様及び宴会等への出席者が、他のお客様の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症者と明らかに認められる場合。
- (6) 契約者並びに宴会場のご出席者（主催者及びそのスタッフ等関係者を含む）の中に次の事由に該当する者がいると当ホテルが判断した場合。
 - ① 暴力團、暴力團員、暴力團関係団体又は関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力團」という）
 - ② 暴力團等が事業活動を支配する法人、その他の団体。
 - ③ 法人でその役員のうちに暴力團員等に該当する者がいるとき。
- (7) 尚、上記(2)～(6)の場合の解約につきましては、お申込金・前払金はご返金いたしかねますのでご了承ください。

14. 本契約の有効性について

本約款に関して、変更・改定やその他情報共有が生じた場合、事前に書面または電子メールによる相手方の承諾を得ることで、その内容を双方合意したものとすることを確認します。